

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 統轄監の未来づくり推進局への再編その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日とする(2)の一部を除き、平成23年7月1日とする。